## 会長こんにちは。

今年も残り1週間ほどを残すのみとなりました。

急に寒くなりましたので、委員の皆さんには農作業時など体調 管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成30年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は13名で、日下部委員より欠席の連絡を頂いていますが定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は8番 岩田 房喜委員と9番 石塚 芳政委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

# 本日の提出案件

(1) 議決案件について

・農地法3条の規定による許可申請

#### 【議案第24号】

······1 件

# (2) 報告案件について

### 【報告第20号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ····· 3件 【報告第21号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ・・・・・・・・ 13件

それでは、【議案第24号】 農地法3条の規定による許可申請1 件 を議題といたします。

10番から事務局に説明を求めます。

事	務	局	議案書1ページ、番号10をご覧ください。
			申請地は、一場福島番で登記、現況ともに田で面積は㎡で
			す。
			譲渡人を 様 、譲受人を 様 とする使用
			貸借権設定の申請です。
			平成19年に相続し耕作してきたが、近年は全ての農地を耕作でき
			ないため規模縮小したい 様と 春日杁前で貸借の農地を
			返還したため同規模程度の耕作を維持したい 様 から
			の申請になります。
			様は、耕運機を1台所有しており、従事日数は310日、
			経営面積は1,411㎡、通作距離は平均3km、平均通作時間は10分です。
			その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当し
			ないと判断されます。
			以上、説明を終わります。
会		長	事務局の説明が終わりました。この案件の地元は三宅委員ですが。
三	宅 委	員	特に問題ありません。
会		長	他に何かご意見などありませんか。
		,	なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と
			して、よろしいでしょうか。
			(「異議なし」の声あり)
			ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と
			することといたします。
			続きまして、【議案第25号】 農地法5条の規定による許可申請
			2件を議題といたします。
			14番から事務局に説明を求めます。
			なお、本件に関しては、渡人が委員となっておりますので、一
			次ご退出いただきます。
事	務	局	議案書 2 ページ、申請番号 14 をご覧ください。
			申請地は春日八幡で面積は㎡です。
			譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸
			借の農地転用になります。

申請者は現在、市内共同住宅で夫と暮らしていますが今回子供を授

かり出産に向け準備を進める中で、将来を見据え実家の近くで土地を 探しましたが適当な物件が見つからず、両親に相談したところ両親所 有の土地を分家住宅として利用することに賛成を頂き本申請に至りま した。

申請地は、市街化調整区域で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、立地基準は第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。以上で説明を終わります。

長 事務局の説明が終わりました。

この案件については、早川委員お願いいたします。

早川委員 特に問題ありません。

会

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と の意見を付して県に進達することといたします。

では、 委員に入室いただきます。

続きまして、15番、事務局に説明を求めます。

事務局議案書2ページ、申請番号15をご覧ください。

申請地は春日新田 で面積は m<sup>2</sup>です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。駐車場建設の為の所有権移 転の農地転用になります。

申請者は21台のトラックを所有しており、その内の12台を清須 市春日新田、3台を一宮市内、残りの6台を従業員各個人の自宅に駐 車させています。また、追加で3台を新規で購入する予定があり、こ の3台分に関しても駐車場がありません。

そのため駐車場を清須営業所近辺で探し一宮に駐車している車両と 従業員の自宅に止めている車両を一括管理したいと考え、本申請に至 りました

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用

施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第2種農地となり、運用通知の オー(イ)周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。以上で説明を終わります。

会 事務局の説明が終わりました。 この案件の地元は、石川委員ですが。

石 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第26号】 相続税の納税猶予に関する適格者 証明書1件 を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 26 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により平成\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日に相続が発生しました。相続人は被相続人の長男で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、春日屋敷\_\_\_\_\_と春日夢の森\_\_\_\_の畑 2 筆で合計面積は\_\_\_\_\_㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用 条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税 特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、相続 人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。 この案件の地元は、林委員ですが。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第20号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせて頂きます。 番号 22、桃栄四丁目 で登記、現況共に畑です。

堀 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 23、阿原宮前 で登記、現況共に田です。

八木委員 問題ありません。

事 務 局 番号 24、西枇杷島町古城一丁目\_\_\_で登記、現況共に田です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

続きまして、【報告第21号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局(第5条届出)では、読み上げさせて頂きます。

番号92、西枇杷島町地領二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

伊藤委員 問題ありません。

事 務 局 番号93、西枇杷島町城並三丁目 で登記、現況共に田です。

伊藤委員 こちらも問題ありません。

事務局番号94、土田二丁目\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号95、一場神明前 で登記畑、現況雑種地です。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号96、西枇杷島町城並二丁目 で登記田、現況畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事 務 局 番号 97、花水木一丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事 務 局 問題ないことを日下部委員よりお聞きしております。

事 務 局 番号98、西枇杷島町城並一丁目 で登記田、現況畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局番号99、西枇杷島町城並一丁目で登記田、現況畑です。

伊藤委員 こちらも問題ありません。

事 務 局 番号100、一場神明前\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号101、土田二丁目\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 102、西堀江迫間\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

堀 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号103、廻間一丁目 で登記田、現況雑種地です。

事 務 局 問題ないことを日下部委員よりお聞きしております。

事 務 局 番号 104、西枇杷島町旭一丁目 で登記、現況共に田です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については 以上になります。

事 務 局・農業委員活動記録簿について

会 長 それでは、次回の開催について確認します。

平成31年1月25日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階 大会議室 にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で平成30年度第9回農業委員会を閉会します。 本日はご苦労様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。